

施設を利用する際の遵守すべき事項

施設を利用する際には、次の事項を遵守していただきます。遵守できない場合には「予約の取り直し」「途中退場」をお願いする場合があります。

屋内・屋外施設共通

- 施設利用開始時に、「越谷市体育施設利用者チェックリスト」「当日利用者名簿」を作成すること
 - 利用日当日の提出は必要ありませんが、感染等が判明した場合は、提出していただきます。代表者は利用日から少なくとも1か月以上、保管してください。
 - 利用者以外の「応援者」等がいる場合には、その応援者等も名簿への記載をしてください。
- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- タオルを持参し、共用はしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等は施設内や路上に捨てないこと
- 国内の感染拡大状況等により、急遽利用できなくなることを了承できること

屋内施設

■施設の利用定員を次のとおりとします

□全面利用は100人、半面利用は50人

■窓や出入口のドアなど2か所以上あけ、1時間ごとに10分程度の換気を行うこと

■備え付けの設備・備品等に触れた後は、消毒を行うこと（消毒用薬は持参すること）

■施設内では水分補給を除く飲食はしないこと

■アリーナ・トイレ以外は使用できません（会議室・更衣室・シャワー室・観客席・キャットウォーク等は使用できません）

屋外施設

■施設の利用定員を次のとおりとします

□十分な間隔を確保できること

■スポーツ用具について

□スポーツ用具は、各自持参すること

□やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに手洗いを行うこと

□備え付けの設備、備品等に触れた後は、必ず手洗いを行うこと

■運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと